

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第770号)

平成22年3月26日

横 情 審 答 申 第 770 号

平 成 22 年 3 月 26 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成21年12月2日安危管第1043号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成19年度安危第172号）」ほ
か294件の別添1に示す行政文書に係る一部開示決定に対する異議申立てについての
諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成19年度安危第172号）」ほか294件の別添1に示す行政文書を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成19年度安危第172号）」ほか294件の別添1に示す行政文書（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成21年8月3日付で一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第6号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書のうち非開示とした部分（以下総称して「本件非開示部分」という。）については、犯罪捜査の内容が示されている部分であり、開示することにより、捜査中であれば捜査当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるほか、捜査が終了しているとしても、捜査当局がどのような着眼点や考慮要素を持って繁華街安心カメラ（以下「カメラ」という。）の画像を捜査に利用しているかという一般的な捜査情報及びその傾向が開示されることで、今後設置地区内において発生する犯罪に関し、捜査機関の適正な捜査に支障を及ぼし、若しくは犯罪行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがあること、ひいては繁華街安心カメラ事業の目的の一つである犯罪の抑止に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。
- (2) 本件非開示部分が犯罪捜査の内容が示されている部分であると判断した理由については、それぞれ次のとおりである。

ア 捜査関係事項照会書（以下「照会書」という。）

この文書は、捜査機関が本市に対し、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第

197条第2項に基づき照会を行うための文書であり、その全体が犯罪捜査の内容である。異議申立人（以下「申立人」という。）は、部分的には情報を公開できる旨主張しているが、本件処分において、本市の文書の起案日及び決裁日を公開しており、個別項目のいずれかを開示した場合、開示した起案日等と照合することにより個別の犯罪等を推定することが可能であり、捜査機関の今後の適正な捜査に支障を及ぼす等のおそれがある。また、これらの情報を除いた部分を開示したとしても、照会書の様式を開示するものと同じとなり、有意の情報とは認められないため全体を非開示とした。

イ 照会書の文書番号、カメラの地区名及び番号、画像データの撮影日及び撮影時刻、司法警察員の所属、階級・職名及び氏名、捜査機関名、照会元（警察署）、文書番号（照会書）並びに申請元（警察署）

これらの部分については、照会書と同じ内容であることから、照会書と同様に犯罪捜査の内容であると判断した。

ウ 事件の具体的内容を記した部分

この部分は、犯罪発生時から捜査機関からの照会までの経緯について記載した部分であり、犯罪及びその捜査の内容であると判断した。

エ 繁華街安心カメラ緊急利用申請書（閲覧用）（以下「緊急利用申請書」という。）

この文書は、現に人の生命・身体・財産に危険が及んでおり、犯罪捜査のために緊急に撮影中の画像の閲覧が必要な場合であって、休日又は深夜であるため捜査機関が照会書を提出できないときに、捜査機関から提出された申請書である。このため、照会書と同様に全体が犯罪捜査の内容であると判断した。

オ 捜査担当職員の種別、所属、氏名及び階級並びに受領者（氏名）

これらの情報は、犯罪捜査を現に行っている職員の情報であることから、犯罪捜査の内容である。また、これらの職員の氏名等が知られることにより、当該職員の身体に危険が及ぶおそれがあるなど、捜査機関の適正な職務の執行に重大な支障を及ぼすことから、本号に該当すると判断した。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。

- (2) 照会書について、照会書であるというだけでは今後の適正な捜査に支障を及ぼすとは考えられず、少なくとも部分的には情報を公開できると思われる。また、既に終結した刑事事件等についての照会書は捜査中の事件よりも公開できる部分は増えると思われる。また、照会書の文書番号は、文書管理のために用いるものであり、捜査に関する内容であるとはいえず、非公開とする理由がない。
- (3) カメラの地区名及び番号並びに画像データの撮影日及び撮影時刻は、明らかに捜査に支障があるとはいえない。これらの情報は、いずれもカメラの画像の外部提供に関する具体的事実であり、人の生命、健康、生活又は財産（プライバシー権を含む。）を保護するため公にすることが必要である。刑事事件と無関係の第三者が肖像として含まれている情報が提供されたということの性質に鑑みれば、そのような情報提供の事実が市民等の知る権利が及ぼされることが肝要であり、市民のプライバシー権にかかわる重要情報として公開されなければならない。
- (4) 司法警察員の所属、階級、職名及び氏名は、明らかに捜査に支障があるとはいえない。警察署の名称及び捜査機関名は、地方公共団体の機関名称に関する情報であるから、捜査に関する内容であるとはいえない。
- (5) 事件の具体的内容を示した部分は、刑事事件に直接関連する情報であり、捜査に支障を及ぼす場合には公開できないと思われるが、支障を及ぼすおそれがあるかどうかは捜査事件が起訴などの一定の処分により終了したか否かが重要である。実施機関は、捜査事件の具体的な進捗状況等については何ら触れずに概括的に非開示としており納得できない。
- (6) 緊急利用申請書の全体を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。
- (7) 捜査担当職員の所属及び氏名並びに受領者の氏名についても捜査に関する内容であるとはいえない。
- (8) 一部開示決定通知書の理由欄には「・・・と認められるため」とあるが、条例第7条第2項第6号には「認められる」という記載はないから、行政機関の長の裁量権は「認められる」型の条例より狭いと考えられる。

5 審査会の判断

(1) 繁華街安心カメラについて

横浜市では、市内都心部における災害等の緊急事態への対処及び予防並びに犯罪の抑止に活用することを目的として、当該都心部の主要繁華街5地区にカメラを設置しており、繁華街安心カメラ運用要綱（平成18年12月安危第1067号）に基づいて

運用している。

同要綱第9条では、画像データ等の外部提供について、法令等の定めがあるとき（第1号）、人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき（第3号）には、画像データ等を第三者に提供することができることとされている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、カメラの画像データについて、警察等の捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会があった場合に、実施機関がこれに応じて画像データを画像の閲覧又はDVDの交付により提供した際の手続に係る文書であって、合計で295件の行政文書である。当審査会で見分したところ、各文書の構成及び本件非開示部分の種別から別添1の区分1から区分8までに分類することできると認められ、区分ごとの行政文書の構成及び本件非開示部分は別添2のとおりである。また、区分ごとの文書の内容については、次のとおりである。

区分1から3まで： 捜査機関からの照会を受け、実施機関が画像データの提供を決定した起案文書

区分4及び5： 捜査機関から緊急の照会を受け、実施機関が画像データを提供した場合に、事後に提供した旨を実施機関内で報告するために作成された供覧文書

区分6： 捜査機関からの照会を受けて実施機関が画像データの提供を決定したものの、提供の前に捜査機関が照会を取り消したため、提供用に作成したDVDの破砕処分について決定した文書

区分7及び8： 捜査機関からの照会に係る処理経過を一覧表にした文書

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、行政文書を開示しないことができる場合として、「市の機関又は国、・・・他の地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件非開示部分は犯罪捜査の内容が示されている部分であり、開示することにより、捜査中であれば捜査当局による正確な事実の把握を困難にす

るおそれ等があるほか、捜査が終了しているとしても、捜査当局の一般的な捜査情報及びその傾向が開示されることで、今後設置地区内において発生する犯罪に関し、捜査機関の適正な捜査に支障を及ぼすおそれ等があること、ひいては本事業の目的の一つである犯罪の抑止に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当すると主張するので、以下検討する。

ウ 当審査会で本件申立文書を見分したところ、本件非開示部分は、どのような事案に関してどの捜査機関が、いつ、どのような画像データの提供を受けて捜査を進めたのか、また、当該事案がどのように推移したのかをうかがい知ることができる情報であって、いずれも司法警察職員による捜査の内容を示す情報であると認められた。

このような司法警察職員による捜査の内容を示す情報を公にした場合、捜査における捜査機関の着眼点や考慮要素など、捜査機関の捜査の手法、対応方針等が推測されることとなり、捜査機関の今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件非開示部分はいずれも本号に該当する。

エ 申立人は、異議申立書の中で本件非開示部分のうち事件の具体的内容を記した部分について、捜査の進捗状況によっては開示すべき情報があるのではないかと主張するが、仮に捜査が終了した事案があるとしても、当該事案に係る本件非開示部分を公にすると、カメラの画像を活用した捜査の手法等の一般的な傾向が明らかとなり、その結果、今後の同種の捜査を行うにあたって捜査機関の適正な捜査の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、前記ウの判断を左右するものではない。

オ また、申立人は、本件非開示部分のうち照会書及び緊急利用申請書について、部分的にでも情報を公開できるのではないかと主張する。しかし、照会書は司法警察職員が捜査の一環として刑事訴訟法に定められた権限に基づいて公務所等に照会する際に使用するものであり、その全体が一体として捜査の内容を示す情報であるといえ、本件の緊急利用申請書についても、捜査機関の職員が捜査上の必要のために実施機関に提出したものであって文書の性質や内容という点では照会書と同じであると考えるのが適当である。したがって、これらの文書を一体として非開示とした実施機関の決定は妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第6号に該当すると

して一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

別添 1 本件申立文書の内訳

1 区分 1

- (1) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第172号)
- (2) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第173号)
- (3) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第303号)
- (4) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第304号)
- (5) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第331号)
- (6) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第361号)
- (7) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第445号)
- (8) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第478号)
- (9) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第557号)
- (10) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第558号)
- (11) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第580号)
- (12) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第642号)
- (13) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第665号)
- (14) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第666号)
- (15) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第667号)
- (16) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第719号)
- (17) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第771号)
- (18) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第772号)
- (19) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第809号)
- (20) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第837号)
- (21) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第869号)
- (22) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第897号)
- (23) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第914号)
- (24) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第920号)
- (25) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第930号)
- (26) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第947号)
- (27) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第949号)
- (28) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第960号)
- (29) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第961号)
- (30) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第962号)
- (31) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第1062号)
- (32) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第1097号)
- (33) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第1118号)
- (34) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第1166号)
- (35) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第1167号)
- (36) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第1168号)
- (37) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第1209号)
- (38) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第1237号)
- (39) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第1259号)
- (40) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第1301号)
- (41) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第1302号)
- (42) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第1310号)
- (43) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について (平成19年度安危第1367号)

- (274) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成21年度安危管第379号）
- (275) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成21年度安危管第403号）
- (276) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成21年度安危管第413号）
- (277) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成21年度安危管第420号）
- (278) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成21年度安危管第424号）
- (279) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成21年度安危管第425号）
- (280) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成21年度安危管第428号）

2 区分2

- (1) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成19年度安危第267号）
- (2) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成19年度安危第280号）

3 区分3

- (1) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成20年度安危管第184号）
- (2) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成20年度安危管第287号）
- (3) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成20年度安危管第324号）
- (4) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会について（平成20年度安危管第688号）

4 区分4

繁華街安心カメラの緊急閲覧対応について（平成19年度安危第392号）

5 区分5

- (1) 繁華街安心カメラの緊急閲覧対応について（平成19年度安危第753号）
- (2) 繁華街安心カメラの緊急閲覧対応について（平成19年度安危第779号）
- (3) 繁華街安心カメラの緊急閲覧対応について（平成19年度安危第1504号）

6 区分6

安危第1824号により提供予定の繁華街安心カメラの画像データ（DVD-R）の廃棄処分について（平成20年2月20日起案）

7 区分7

- (1) 捜査関係事項照会件名簿（H19年度）
- (2) 捜査関係事項照会件名簿（H20年度）
- (3) 捜査関係事項照会件名簿（H21年度）

8 区分8

緊急閲覧受付簿（H19年度）

別添2 区分ごとの文書の構成及び実施機関が条例第7条第2項第6号に該当するとして非開示とした部分

区分	文書の構成	実施機関が非開示とした部分
1	起案表紙	-
	起案本文	捜査関係事項照会書の文書番号、カメラの地区名及び番号、画像データの撮影日及び撮影時刻
	捜査機関への回答文(案)	司法警察員の所属、階級・職名及び氏名、捜査関係事項照会書の文書番号、カメラの地区名及び番号、画像データの撮影日及び撮影時刻
	捜査関係事項照会書	全部
2	起案表紙	-
	起案本文	捜査関係事項照会書の文書番号、事件の具体的内容を記した部分、カメラの地区名及び番号、画像データの撮影日及び撮影時刻
	捜査機関への回答文(案)	司法警察員の所属、階級・職名及び氏名、捜査関係事項照会書の文書番号、カメラの地区名及び番号、画像データの撮影日及び撮影時刻
	捜査関係事項照会書	全部
3	起案表紙	-
	起案本文	捜査関係事項照会書の文書番号、カメラの地区名及び番号、画像データの撮影日及び撮影時刻
	繁華街安心カメラ緊急閲覧対応報告書	捜査担当職員の所属、氏名、種別及び階級、カメラの地区名及び番号、画像データの撮影日及び撮影時刻、事件の具体的内容を記した部分
	捜査機関への回答文(案)	司法警察員の所属、階級・職名及び氏名、捜査関係事項照会書の文書番号、カメラの地区名及び番号、画像データの撮影日及び撮影時刻
	繁華街安心カメラ運用要綱	-
	横浜市個人情報の保護に関する条例(抜粋)	-
	捜査関係事項照会書	全部

区分	文書の構成	実施機関が非開示とした部分
4	起案表紙	-
	起案本文	捜査機関名
	繁華街安心カメラ緊急利用申請書（閲覧用）	全部
	横浜市個人情報の保護に関する条例（抜粋）	-
	繁華街安心カメラ緊急閲覧対応報告書	捜査担当職員の所属、氏名、種別及び階級、カメラの地区名及び番号、画像データの撮影日及び撮影時刻、事件の具体的内容を記した部分
5	起案表紙	-
	起案本文	捜査機関名
	繁華街安心カメラ緊急閲覧対応報告書	捜査担当職員の所属、氏名、種別及び階級、カメラの地区名及び番号、画像データの撮影日及び撮影時刻、事件の具体的内容を記した部分、捜査機関名
	捜査関係事項照会書	全部
	横浜市個人情報の保護に関する条例（抜粋）	-
	繁華街安心カメラ運用要綱	-
6	簡易決裁の起案文書	捜査担当職員の所属及び氏名、事件の具体的内容を記した部分、捜査機関名、捜査関係事項照会書の文書番号
	捜査関係事項照会書（写）	全部
	捜査機関への回答文（写）	司法警察員の所属、階級・職名及び氏名、捜査関係事項照会書の文書番号、カメラの地区名及び番号、画像データの撮影日及び撮影時刻
	繁華街安心カメラ運用要綱（抜粋）	-
7	捜査関係事項照会件名簿	照会元（警察署）、文書番号（照会書）、受領者（氏名）
8	緊急閲覧受付簿	申請元（警察署）、文書番号（照会書）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年12月2日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成21年12月10日 (第158回第一部会) 平成21年12月11日 (第161回第二部会) 平成21年12月22日 (第92回第三部会)	・諮問の報告
平成22年1月15日 (第162回第二部会)	・審議
平成22年1月26日 (第163回第二部会)	・審議
平成22年2月12日 (第164回第二部会)	・審議
平成22年2月26日 (第165回第二部会)	・審議
平成22年3月15日 (第166回第二部会)	・審議